

平成21年度 第1回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成21年8月25日(火) 14:00～16:00
場所 北海道庁別館庁舎10階 企業局大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 説明事項

- ① 北海道男女平等参画審議会の審議内容を原則公開とすることについて
- ② 北海道男女平等参画審議会の所掌事項について
- ③ 男女平等参画に係る道の取組について

(3) 報告事項

- ① 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について
- ② 平成20年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について

(4) その他

- ・ 次回審議会審議内容及び開催日程について

3 閉 会

1 開 会

○事務局（小池生活局参事） ただいまより、平成21年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、環境生活部生活局参事の小池でございます。よろしくお願いいたします。

会長が決まりますまで、本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、稲垣環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

○稲垣環境生活部長 環境生活部長の稲垣と申します。

北海道男女平等参画審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会の委員を快くお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、平素より道行政の推進に当たりまして、ご理解、ご支援を賜っておりますことにつきましても、心から感謝を申し上げます。

この審議会は、道の各種審議会の中で最初に委員の公募を導入した審議会でもございます。今回の開催に当たりまして、4月から5月にかけて委員を公募させていただき、多数の皆様からご応募いただきました。最終的に条例で規定されております上限の6名の方に委員にご就任いただいたところであります。

道におきましては、平成13年に、男女平等参画社会の実現に向け、北海道男女平等参画推進条例を制定しまして、この条例に基づき男女平等参画の推進に関する重要事項につき調査、審議をいただくため本審議会を設置したところでございまして、皆様方は数えて5期目の委員ということになります。

また、条例ができました次の年になりますが、審議会のご意見をいただきながら、北海道男女平等参画基本計画を策定いたしまして、昨年3月には社会情勢やこれまでの取り組みの成果を踏まえ計画を改定したところでございます。道といたしましては、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担いますとともに、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するために各種施策の推進に努めているところでございます。

委員の皆様には、これまでの審議会同様、貴重なご意見、ご提言をいただけますよう心からお願い申し上げます。

また、本日の審議会におきましては、男女平等参画に係る道の取り組みについて説明させていただくとともに、苦情処理委員活動状況の報告、また今後の審議事項につきましてご説明をしたいと考えております。

委員の皆様には、これから2年間、北海道におけます男女平等参画社会の実現に向けまして、一層のお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○事務局（小池生活局参事） 稲垣部長につきましては、この後、所用がございまして、申し訳ありませんが、ここで退席させていただくことをご了承ください。

本日は、委員改選後、第1回目の審議会でございますので、委員にご就任いただいた皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、本日は、都合により、柿田郁子委員、須田布美子委員は欠席されております。

それでは、時間の都合もございまして、簡単にと言いましても、お名前だけではなく、ご経歴等を含めまして1分程度で、資料1にございます名簿の順番をお願いいたします。

最初に、植田喜代子委員からお願いします。

○植田委員 湧別で酪農をやっています植田と申します。よろしくお願いいたします。

こういった審議会に初めて出るのでありますが、実は、私は農業をやっているものですから、労働力として一番期待されながらも、男女平等参画の面においてはとても目に見えない壁に阻まれている現状の中で、期待が余りに大き過ぎて、すごくどきどきしております。

よろしくお願いいたします。

○宇多委員 苫小牧から参りました宇多春美と申します。

苫小牧の男女平等参画推進協議会で事務局長をしています。その傍ら、自営業をやっております。地域で、私たちの取り組みが市民に啓発され、広がりまして、男女平等参画の社会を目指しております。皆様のお知恵やご意見をいただきながら勉強して参りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○**大野委員** 旭川市で女性団体連絡協議会の会長をしております大野と申します。

男女平等参画推進を中心としまして、女性の自立支援、子育て支援、最近では介護で、自宅で看取っていらっしゃるご家族の支援にも関わろうという努力をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○**長内委員** 函館市から参りました長内と申します。

この度、道南の市町村の職員ということでご依頼がございまして、お引き受けをいたしました。

私自身は、今年4月から男女共同参画課に参りましたので、まだいろいろと勉強をしなければならぬ状況でございますが、今、函館市が行っております男女平等参画に関する施策などを参考といたしまして、少しでもお役に立てればと考えております。また、皆様方のいろいろなご意見を参考とさせていただきます。私自身としましても、今後、活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**梶井委員** 北海道武蔵女子短期大学で教員をしております梶井と申します。

専門は家族社会学という分野で、親子関係、それから夫婦関係の質の変遷などを研究対象にしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**川崎委員** 北見市から参りました川崎です。どうぞよろしくお願い致します。

私も、民生児童委員を15年やっておりましたが、男女平等参画と非常に関係が深いなと感じております。

どうぞよろしくお願い致します。

○**佐藤委員** 札幌にあります北海道アルバイト情報社から参りました佐藤と申します。

私自身、手前どもの会社で総務を担当しております。男性、女性に関わらず、また年齢差にも関わらず一人一人の社員が生き活きと会社で頑張っていただけるような組織風土をつくっていきなと思っております。

併せまして、私どもの会社自体が、北海道における雇用のお手伝いをする求人誌を出している会社です。人を採用したいと思っている企業、そして仕事をしたいという求職者の方たちを雑誌やウェブ等でつなげているといったお仕事をさせていただいております。そういう中で、昨今ありますような男性、女性といった性差における採用の差別や、区別といったものが少しでも解消されるよう、人を採用しようと思っている企業の皆様に様々なお声かけをしております。

今回、ぜひ審議会に参加させていただき皆様からの様々なご意見やアイデアをちょうだいいたしまして、そういった仕事の中にも活かして参りたいと思っております。

どうかよろしくお願い致します。

○**清水委員** 札幌市立もみじ台中学校の清水と申します。

北海道中学校長会の代表ということで参りました。私は中学校ですので、中学校の立場でこの男女平等参画と考えますと、ピンポイントでキャリア教育とか進路指導、あとは教科においても取り上げることがありますが、送られてきた資料に目を通しますと、非常に範囲が広く、いろいろな分野で課題があるということを知った次第です。

この会に参加させていただいて勉強したいなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○**白井委員** 岩見沢に本店を置く空知信用金庫から参りました。

私自身は総務を長く担当しております。当金庫では男女雇用機会均等表彰といったものをかなり前から受けておりまして、先進的だなと思っております。ただ、なかなか思うとおりにいけない面は多々ございます。この会議を通しまして、私自身も理解を深めて、金庫運営に当たっていきなと思っております。

よろしく願いいたします。

○**名取委員** 北海道経営者協会の名取と申します。

事務局には、平成18年から勤務しております。ここにいらっしゃる大勢の方と違いまして、私の場合は、現場と申しますか、個々の当事者の方との接点が極めて少ないということで非常に不安ですが、よろしく願いいたします。

○松田委員 こんにちは。

北海道連合女性委員会の委員長という立場で出席させていただいております松田です。私自身は小学校の教員でございまして、男女平等参画の意義等については教育の場でも男女平等教育のなかで行ってきております。連合でも重要課題として男女平等参画の推進をしているところです。今日の女性の大変厳しい労働状況の中でどのように参画をすすめていくか、子どもたちが社会に出ていった時に希望と社会状況のギャップが縮まっているのかなど、課題として厳しく受けとめているところです。何とか社会が私たちの目指す男女平等参画の方向になるようにということで、学びながらも推進していく立場で意見を述べていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○村田委員 私は、旭川から参りました村田と申します。

私どもは、1996年になりますが、女性の人権ネットワーク事務所ということで、ウィメンズネット旭川という会を旭川に立ち上げました。会の立ち上げと同時に、女性のための電話相談業務と、それに引き続く仕事としまして、ドメスティックバイオレンスから逃れてきます女性と子どもを緊急保護するとともに、自立支援を一緒に進めます駆け込みシェルターの運営に当たっております。そういう意味で、取り組みは13年目に入りまして、日々、相談を受けながら、また自立支援を進めながら、女性の置かれている状況はここ10年たっても大して改善されていないのかということを経験して痛感しております。

そのように、現場におります立場から意見を言わせていただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺委員 釧路市から参りました渡辺登志子でございます。

地域での幾つかのボランティア活動を通して、男女平等参画には以前から関心を持っておりました。平成18年に、全国男女平等参画推進フォーラムや全国シェルターシンポジウムに参加する機会がありまして、一層関心が深まった感じです。

現在、NPO法人駆け込みシェルター釧路の理事として自立支援に関わっております。この度、審議会委員となり、大変嬉しく思っております。釧路でも、いよいよ男女平等参画推進条例を制定することになりまして、先月、検討委員の公募がありまして、過日、委嘱を受けたところでございます。

初めての経験で、わからないことがたくさんあると思っております。皆様に教えていただきながら頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（小池生活局参事） どうもありがとうございました。

それでは、事務局を紹介させていただきます。

○事務局（平戸生活局次長） 道庁環境生活部で男女平等参画を担当しております生活局次長の平戸でございます。何とぞ、よろしく願いいたします。

それでは、私の方から、事務局の職員をご紹介させていただきたいと思っております。

2列目に座っておりますが、主幹の宮岸でございます。

○事務局（宮岸生活局主幹） よろしく願いいたします。

○事務局（平戸生活局次長） 主査の木下でございます。

○事務局（木下生活局主査） 木下です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（平戸生活局次長） 主査の松本でございます。

○事務局（松本生活局主査） 松本です。よろしく願いいたします。

○事務局（平戸生活局次長） 主任の松田でございます。

○事務局（松田生活局主任） 松田です。よろしく願いいたします。

○事務局（平戸生活局次長） 何とぞ、よろしく願いいたします。

○事務局（小池生活局参事） 本日は、北海道の男女平等参画を推進する北海道男女平等参画推進本部の幹事も出席しております。紹介は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、本日の審議会におきまして、現在のところ2名の委員が欠席されておりますが、審議

会委員15名中13名の委員の出席をいただいておりますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により成立することをご報告申し上げます。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

○事務局（宮岸生活局主幹） お手元に、先日送付させていただきました資料をお持ちいただいたと思いますが、改めて確認させていただきます。

資料は、1から9までございます。資料4を除きまして、すべて右上に資料1、2、3、4と番号を振っております。資料4は、このカラーの冊子、条例のあらましになります。それから、参考資料が1から4までございます。これも、右上に参考資料1、2、3、4と番号を振っております。

今日の会議の前に資料5を差し替えさせていただきました。資料5は、先に送らせていただいたものに一部間違いがございまして、もし差し替えが終わっていないければ机の上に新しい資料5を置いてありますので、それを差し替えていただければと思います。

皆さん、お手元にありますでしょうか。

それでは、何かありましたら、私どもにお伝えください。よろしく願いいたします。

2 議 事

○事務局（小池生活局参事） それでは、議事に入らせていただきます。

次第によりまして、議題（1）の会長及び副会長の選出についてですが、北海道男女平等参画推進条例第27条におきまして、審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員が互選すると規定されております。

そこで、選出の方法ですが、まず、委員の皆様から会長及び副会長を推薦していただいて選出したいのですが、いかがでしょうか。

○長内委員 私どもは初めてですので、事務局で何か案があればお示しいただければと思います。よろしく願いします。

○事務局（小池生活局参事） ただいま、事務局に何か案はないかのご意見がございましたが、そのように進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（小池生活局参事） それでは、事務局案を提示させていただきます。

会長を梶井祥子委員、副会長を佐藤正啓委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（小池生活局参事） ありがとうございます。

それでは、会長は梶井委員に、副会長は佐藤委員に決まりました。

これからの進行は、梶井会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

それでは、席の移動をお願いします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○梶井会長 それでは、よろしいでしょうか。

ご指名いただきましたので、僭越ではございますが、会長を引き受けさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどの自己紹介に加えまして、一言、申し添えたいと思っております。

実は、私は、ここ数年、札幌市の男女共同参画審議会に関わりまして、その時に札幌市のDVセンターの設置にも関わったのですが、道の審議会に関わるのは10年ぶりです。10年前、男女共同参画社会基本法が制定される前に、北海道に男女共同参画懇話会というものができるまで、その時に私は公募で参加しております。

当時は、法律制定の前夜ということで、大変議論が活発化しまして、下手なことを言うと恐ろしいという雰囲気、私も公募委員としてどきどきしたことを、今、ちょうど10年たったのだなということ、懐かしく思い出しております。10年たって、社会状況も非常に変わりましたが、北海

道の男女平等参画も進んだところもあり、進んでいないところもありという状況なのかなと感じております。

今回、ご縁がありまして会長になりましたが、10年前の熱い議論を思い出しつつ、皆様のお力を借りて、また北海道のために力を尽くしたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、佐藤副会長から挨拶をお願いします。

○佐藤副会長 ご指名にあずかりまして、大変僭越に感じております。

私自身は、今回、この審議会は3回目の就任となっておりますが、数ばかりが多くて、ここまでどれだけのことができたのかなという忸怩たる思いもあります。ただ、昨年、前回の審議会の中で協議されたことが北海道のさまざまな施策の方向性を示す大変意義の深かった審議会だったと実感しております。今期につきましても、梶井会長を含めまして、委員の皆様のそれぞれのご意見を少しでもきちんとした形で道の行政における方向性の中で活かせる審議を進めていけるといいなと考えております。

大変力足らずで心苦しい面もありますが、一生懸命頑張っ参りますので、どうかよろしく願いいたします。

○梶井会長 それでは、本日の議題に入っていきたいと思います。

最初は、お手元の次第を見ていただければおわかりかと思いますが、今日は説明事項と報告事項が多くなっています。長丁場になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

最初に、説明事項の①番と②番ですが、まとめて事務局からご説明いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○事務局（宮岸生活局主幹） それでは、説明事項の①、②、北海道男女平等参画審議会の審議内容を原則公開することについてと、北海道男女平等参画審議会の所掌事項について、私の方から説明させていただきます。

お手元に、資料2、3、4とございますが、まず、資料2をご覧ください。

道では、審議会の審議経過の透明性を確保する観点から、北海道情報公開条例に基づきまして、審議会の会議及び資料は、原則、すべて公開することとしております。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある場合は非公開とすることができるというように、非公開が例外ですという取扱いにしております。

また、個人情報を取り扱うようなものについても、原則、非公開という形にしております。

なお、審議会の議事録につきましては、今日テーブルの上にマイクがあります。私どもで議事録を取りまとめますが、一度、各委員の皆さんにお送りしまして、確認していただいてから、ホームページに公表することにしておりますので、その節はよろしく願いいたします。

次に、傍聴の関係ですが、資料3をご覧ください。

多くの方々に傍聴いただき、審議経過や内容をご理解いただくとともに、審議の円滑な進行を図るため、傍聴の手续や守るべき事項、そして会議の秩序の維持等について、このように定めております。後ほど、一通りご覧になっていただければと思います。

次に、審議会の所掌事項についてですが、カラーの冊子、条例のあらましをご覧ください。

本日は、初めての審議会でございますので、条例のあらましということで、条例全文を簡単に説明したリーフレットを配らせていただきました。ただ、これを全部説明いたしますと大変長い時間が必要となりますので、今日は審議会に絞って説明させていただきます。

まず、10ページをご覧ください。

10ページの薄い緑色の背景のところですが、第4章 北海道男女平等参画審議会、そして23条から26条までの規定を記載しております。この24条に、審議会の所掌事項は次のとおりとしまして、一に、知事の諮問に応じ男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議することとしております。この規定によりまして、昨年度は第2次の北海道配偶者暴力防止及び被害者保護、支援に関する基本計画、いわゆるDVの道の基本計画を諮問させていただき、審議会から答申をいただいたところがございます。

次に、2番目として、前項に掲げるもののほか、この条例の規定により、その権限に属された事務とあります。条例により審議会の権限とされた事務がございます。これにつきましては、少し戻

って申し訳ありませんが、6ページをご覧ください。

6ページに、6番の基本計画として、男女平等に関する基本計画の条項を載せております。第8条の第4項、知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聞かなければならないと規定されており、道で男女平等の基本計画を策定するときは、必ず審議会の意見を聞いてまとめることとなっております。この条例の規定に基づきまして、最初の計画を策定するとき、それから、一昨年になりますが、基本計画を改定するとき、それぞれ審議会に諮問し答申をいただいたところでございます。

これが、条例で定められた審議会の権限です。

申し訳ありませんが、また10ページにお戻りください。

10ページの第24条の2、審議会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項を知事に建議することができるということで、特に行政側、私どもから諮問しなくても建議ができることになっております。これにつきましては、第1回の審議会の時に男女平等参画の状況に関する指標の設定ということで建議をいただいたところでございます。

以上が審議会の所掌事項となります。

それから、第25条の組織ですが、15人以内にする規定されています。そこで、15人以内にするという場合、他の審議会では13人だったり12人だったりするところもあるのですが、私どもの審議会は15人全員の枠を使ってお願いする形をとっております。

それから、この審議会は、男女いずれかの委員の割合も条例で定めております。いずれか一方の性が、男性なり女性なりが40%を下回ってはならないという形になっております。そこで、今回、公募は女性が多かったものですから、女性が6割、男性4割という条例をぎりぎりクリアするような構成にさせていただいております。

次に、第26条ですが、委員の任命に係る事項が掲載されております。公募委員の総数を10分の4以内にする定められております。全員で15人ですから、15人の10分の4というと6名になります。今回は、6名、限度一杯の委員を募集させていただきまして、公募ということではありますが、6名の方に委員をお願いした状況でございます。

以上、ここに掲載しているのは第26条までですが、実は、審議会に関する規定はこの他にもございます。

13ページをご覧くださいと思います。小さい字で申し訳ありませんが条文を載せています。13ページの真ん中よりちょっと上から、第4章 北海道男女平等参画審議会となっております。第23条から第31条までが審議会の規定となっております。ただ今、第26条までご説明いたしましたが、第27条には会長、副会長、第28条には会議の招集の関係、第29条には特別委員の関係、第30条には、専門部会の関係、第31条には会長への委任の関係をそれぞれ掲載しております。

以上が条例に基づいた審議会の取り決めとなっております。

これで最初の説明を終わらせていただきます。

○梶井会長 ありがとうございます。

今、資料2から4までを使いまして、議題2の①番、会議の公開原則についてのご説明をいただきました。これについては、大体の審議会はこうなっておりますので、ご理解いただけるかと思っております。

それから、②番の本審議会の所掌事項について、このことについては、私どもは初めての部分もありますので、耳慣れないこともあったかと思いますが、資料を通してご説明いただきました。

いかがでしょうか。

何かご質問、ご意見、もしくは腑に落ちないところがございましたら、どうぞお気軽におっしゃっていただければと思います。

○村田委員 男女平等参画審議会の中でこれからいろいろなご意見が出てきたりすると思うのですが、それを取りまとめまして具体的に計画などに反映させていくためのこれからの手続的なことに関わりまして、例えば、先ほどの所掌事項の中にある知事に建議することができるということと関係してくると思うのですが、この辺の意見の反映はどのような形で行われるのか、この建議という言葉の説明とあわせて、もう少し説明をいただければと思います。

○**梶井会長** 建議というのは、事務局、いかがでしょうか。もう少し詳しいご説明が欲しいということですが。

○**事務局（宮岸生活局主幹）** 先ほども申し上げましたとおり、実は、建議というのはまだそれほど行われておりません。重要な事項については審議会から建議をいただくことになってはいますが、建議という形でなくても、例えば後ほど説明しますが、22年度の道の施策の重点事項は何にするか、どういうものが考えられるかというものについて皆さんに意見をお聞きして、それを反映するというようなことで、いろいろと皆様にお伺いしたことについては、それぞれ道の施策に反映していく形になっております。

ですから、建議という大きな事項があれば、また皆さんの意見をいただくこともできますし、私どもからお願いすることがあるかもしれませんが、それ以外にもやりとりの中で参考とするものについては、それぞれ各部の施策を担当している方にも来ていただいておりますので、それぞれ反映させていくというような形をとっております。

○**梶井会長** よろしいでしょうか。

ほかにご質問がありませんか。

私どもが、この任期の間に、どうしてもこれは重要だと判断し、自発的に、例えば何かこのことについて議論したいということがあったら、それについて議論してもいい、その辺の裁量権はあるし、またそのことを建議して知事の方に伝えるルートもあるという理解でよろしいですか。

○**事務局（宮岸生活局主幹）** よろしいです。

○**梶井会長** そういうことですので、皆さん、よろしく願いいたします。

では、他にないようでしたら、皆さん言い忘れがございましたら最後にもう一度ご意見を伺うことにしまして、次の議事に入りたいと思います。

説明事項に入りますが、説明事項の③番、男女平等参画に関わる道の取り組みについてのご説明をよろしく願いいたします。

○**事務局（木下生活局主査）** それでは、説明事項③、男女平等参画に係る道の取り組みについてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料5というA3判の縦長の表の方からご説明をさせていただきます。

こちらは、男女平等参画年表となっております。

年表につきましては、左側から国際的な動き、真ん中が国の動き、右端が北海道の動きということで、年次別に整理させていただいております。流れといたしましては、世界の動きの影響を受けまして国の取り組みが進み、それらと動きを合わせまして北海道で取り組みを進めるという状況でございます。

それでは、最近の主な動きを簡単にご説明させていただきます。

国の主な動きといたしまして、表にはございませんが、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されまして、平成12年に男女共同参画基本計画、平成17年に男女共同参画基本計画の第2次が作成されたところでございます。この基本計画では、平成32年度までの長期的な政策の方向性を示されておりまして、平成22年度までの具体的な施策が記載されております。平成22年度には、国におきまして計画全体についての見直しを行うこととしてございます。

次に、右端の北海道の動きになりますが、国の男女共同参画基本法の施行を受けまして、北海道でも平成13年4月に北海道男女平等参画推進条例を制定したところでございます。翌平成14年に、期間を平成19年度までとする北海道男女平等参画基本計画を策定したところでございます。一昨年度、平成20年3月に、期間を29年度までとする第2次の北海道男女平等参画基本計画を策定したところでございます。また、平成13年に施行されました配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、平成16年に作成されました国の基本方針に基づきまして、平成18年に、期間を平成20年度までとする北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画を策定し、昨年度、期間を平成25年度までとします第2次の北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画を策定したところでございます。

なお、組織といたしまして、平成13年4月に、女性室から男女平等参画推進室に改組いたしました。平成18年4月の機構改正により、現在の生活局参事に組織を変えてございます。

続きまして、資料4の条例の冊子に戻りますが、こちらの条例に沿って道の主な取り組み内容を

ご説明させていただきます。

資料4の条例のあらましの7ページをご覧くださいなのですが、7ページの薄緑の第9条になります。

第9条のところで、道が設置する附属機関、いわゆる審議会等における男女平等参画の推進を規定してございます。第2次北海道男女平等参画基本計画におきまして、平成29年度末までの女性の登用率を40%にすることを目標としてございます。庁内におきまして、審議会等への委員の委嘱に当たりまして、当生活局参事への事前協議をしていただくことにより、女性委員の積極的登用について働きかけを行っているところでございます。

平成20年4月1日現在における登用率につきましては、31.9%となっております。今後とも、引き続き、女性委員の登用に努めていくこととしております。

続きまして、表の下の第14条の第2項にございます。こちらの方では、道民及び民間団体が行う男女平等参画推進に関する活動を支援するための拠点の設置を規定してございます。

道では、かでの2・7にございます道立女性プラザを拠点施設として位置づけてございます。平成18年度からは、当施設の管理につきまして指定管理者制度を導入いたしまして、現在、財団法人北海道女性協会に施設の管理を委託しているところでございます。

続きまして、下の第15条でございます。道が整備すべき推進体制について規定してございます。基本計画に基づく施策の推進を支える道の体制といたしまして、知事を本部長、副知事、教育長、警察本部長を副本部長とする北海道男女平等参画推進本部を設置してございます。各部局の部長を本部員、各部局の企画担当課長等を幹事に知事が指定し、道教育長、警察本部による幅広い分野にわたる施策の推進体制により、施策のより効果的な展開を図ってきているところでございます。

続きまして、資料の9ページになります。

9ページの第18条になりますが、道民からの申出について規定してございます。道生活局参事及び14支庁の環境生活課に窓口を設けまして、道民の方々からの問い合わせや相談、苦情、要望、意見などについて対応してございます。

続きまして、下の第19条の規定でございます。

こちらの方で、北海道男女平等参画苦情処理委員制度について定めてございます。平成13年10月から弁護士、それから人権擁護委員のお二人の方に委員をお願いしているところでございます。この第18条及び第19条に係る昨年度の状況等につきましては、後ほど、報告事項の①でご説明させていただきますと思います。

簡単ですが、内容につきましてご説明をさせていただきました。

○梶井会長 ありがとうございます。

今、男女平等参画に関わる道の取り組みについてご説明をいただきました。

この点について、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

今までのことを時系列的に流れに沿ったご説明でしたので、余り突っ込むところもないかなと感じています。ほんの些細なことでも、言葉的なことでも、ご質問があればと思います。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、進みながら、また思い出したときにお話しいただければと思います。

それでは、報告事項に入ります。

議題3ということで、報告事項の①、②をあわせて事務局の方からご報告いただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○事務局(松本生活局主査) 報告事項の①と②につきましては、資料6と7と8でございます。

条例第18条及び第20条に基づきます申出についてご報告いたします。

報告の前に、第18条の知事への申し出と第20条の苦情処理委員への申出の違いについて説明します。

資料6の知事への申出の男女平等参画苦情処理委員制度の比較についてをご覧ください。

資料は、第18条と第20条の申出について、申出の対象、申出の方法、処理方法などを比較したものでございます。また、裏面の2ページには具体的な処理事例を参考として記載しております。

知事への申出とは、道民などから苦情等の申出を総合的に受け付け、その内容を聞いて適切な対応機関に振り分ける、例えば相談機関や調停制度の窓口ですが、そういう機関に振り分ける機能を持つことに対しまして、男女平等参画苦情処理委員とは、そういう対応機関に申出を振り分けるだけでなく、男女平等参画に専門的な知識を持ちます委員が適切な助言を行うことができる制度になっております。

また、男女平等参画苦情処理委員は、男女平等参画に関わる道の施策を対象としまして、明確な適否の判断は行いませんが、道の機関に対しまして当該施策について参考となる委員個人の所見を述べることによりまして、道の機関の自主的な改善を図っていくものとしております。

さらに、苦情処理委員は、男女平等参画を阻害する事案につきまして、申出に適切な助言を行う相談機能も有しております。

なお、苦情処理委員に対する申出は、第18条の知事に対する申出とは独立したものでありまして、第三者機関としまして、道民や事業者から直接申出を受けるものとされております。

続きまして、第18条に基づきます平成20年度における道民などから知事への申出受付状況について報告いたします。

資料7の申出状況報告をご覧ください。

平成20年4月1日から21年3月31日までの1年間、生活局参事、それから14支庁環境生活課で受け付けた件数でございます。総計で572件となっております。前年に比べて61件増加しております。572件の申出の内容の項目別件数につきましては裏面をご参照いただきたいと思います。

特に、申出内容の行動別受付件数の3、家庭という欄の中に、夫、パートナーからの暴力についての申出件数がありまして、これが平成19年368件に対しまして、20年は452件となっており、17%増加しております。この夫、パートナーからの暴力の申出件数が全体の79%を占めております。

なお、受理した申出につきましては、関係機関と連携しながら、より適切な相談機関を紹介するなどしまして対応を行っているところでございます。

続きまして、資料8、苦情処理委員活動状況報告書をご覧ください。

条例第20条に基づく平成20年度におけます苦情処理委員活動状況につきまして報告します。

報告書の1ページ目には委員名簿が掲載されております。先ほど説明したとおり、人権擁護委員で弁護士の高橋剛さん、弁護士の成田教子さんの2人の委員を任命しまして、1年間、活動をしていただいたところでございます。

続きまして、2ページと3ページでございます。

活動状況報告についてでございます。これにつきましては、下段の方に示しているとおり、平成20年度の申出件数につきましては1件ということでございます。制度開始から6年間の申出の累計でも、12件と少ない状況でございます。

これについては、3ページに書かれていたとおり、この背景としましては、関係機関、民間団体等の相談機能、例えば警察とか法務局、北海道労働局への相談、さらには民間シェルターへのDV相談、また、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターなどでの家庭生活上の悩み事などいろいろな相談機能がありますが、それぞれの機関が充実しまして、さまざまな相談にも対応できる環境が整いつつあることも考えられると思います。

しかし、第18条による申出件数が、20年度は572件と毎年増えておりまして、この制度による利用の潜在的な需要があると思われまます。

知事への申出の中には、この制度によりまして専門的な見地から助言をいただいた方がよい例も見受けられますことから、事例に応じまして本制度の紹介を行っております。

なお、苦情処理委員への申出につきましては、平成19年7月よりインターネット上からも行えるようになっております。

ただ、知事への申出が電話などでもできるのに対しまして、苦情処理委員への申出は氏名や住所の記載が必要ということで文書によることとされております。それで申出にためらいを感じている人もあらうかと思われまます。個人情報保護について十分に気をつけることを含め、今後とも、苦情処理委員制度の趣旨がより一層理解されるよう、制度の周知に努めていきたいと考えております。

6 ページには、平成 20 年に申出がありました 1 件の内容につきまして、委員の処理の状況を示しております。

言葉の暴力などや嫌がらせによりまして、退職届を提出した女性からの申出に対してです。これに対しては、労働局のセクハラ相談とか、法務局の女性人権ホットラインなどの相談機関を紹介するなどの助言を行っているところでございます。

最後に、資料 9 ということで、平成 20 年度におきます配偶者暴力被害に関する北海道の状況についてでございます。

まず、1 番目の配偶者からの暴力に関する相談についてでございます。

北海道の配偶者暴力相談支援センター、道内に 18 カ所ございますが、これらへの相談件数は、平成 20 年度におきましては 3,029 件と、前年度に比べて 12.9% 増加しており、依然として多い状況であります。配偶者暴力相談支援センター以外の状況につきましては、図 2 から 2 ページ目の図 5 までのグラフを参照していただきたいと思います。

法の施行により、配偶者暴力への認識の高まりや、さまざまな相談窓口が拡充されたことに伴いまして、被害者が顕在化しているということなどにより、依然として相談件数は高い状態にあります。

続きまして、3 ページの一時保護についてでございます。

道内におけます配偶者からの暴力被害者の一時保護につきましては、道立女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設、合わせて 12 カ所で行っております。平成 20 年度は 290 件となっております、前年より 3.9% 増加しております。

それから、保護命令についてでございます。道内の保護命令事件の処理件数についてですが、これは暦年ですが、平成 20 年は 137 件で、法施行後の累計では 887 件となっております。また、保護命令に違反して検挙された者は 22 件です。

最後に、4 ページです。

配偶者による暴力事件についてでございます。配偶者による殺人、傷害、暴行などの暴力事件の検挙件数は、表 1 にあるとおり平成 12 年から急増しております。20 年につきましては、下段の方なのですが、117 件となっております。そのうち、夫による妻への暴行が 103 件となっております。配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどは女性でございます。

以上で報告を終わります。

○梶井会長 ありがとうございます。

DV 関係のご報告を聞いていますと、本当にまだまだなのだなというところも覗えるわけですが、今のことについてご質問も含め、少し議事が早く進行しておりますので、ご意見も含めて、どうぞ何かありましたらお出しいただければと思います。

○植田委員 実は、今までしたら、こういう問題が出て、さらりと右から左に流れた可能性があるのですが、この春に私の若い友人が DV で住居を移して、それで初めて知ったのです。いかに DV が表に出にくいかということと、それから、いろいろな相談窓口がいっぱいありますと言われても、結局、そこにたどり着けないまま帰ったのです。そこにたどり着くのどこに言えばいいかというのは、こんなに情報を出しているでしょうと言われても、本当に情報が欲しい人のところにはまだまだ行き渡っていないということを実体験しました。

表れている数字だけで増えた、減ったということではなくて、情報が欲しい人のところに的確に情報をおろせる方法を考えていかなければならない。

私も、何年も気がつかないのですが、気がつかないほど DV というのは陰に隠れやすいのです。それから、彼女は、たまたま現場に出くわした方に助けてと言っても、ほとんどの方は見て見ぬふりをして、見なかったことにしておくと、何もおっしゃらなかったのです。ですから、通告と密告の違いですね。やはり、通告がよりエスカレートさせていけない手段であるとまだなかなか認識できないところがあるので、通告と密告の類のものとの違いをもっと認識する手段を持っていかないと、すごく根深いものがあるなということを実体験として感じました。

数字だけで安堵したり杞憂したりしないで、もっと現場を見ていきたいなと感じます。

○梶井会長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりと思いますが、村田委員、何かつけ加えていただけることはございますか。

○**村田委員** 狭い地域といいましょうか、町村などでしたら、行政の方になかなか相談しづらいということもありますね。ですから、地域によって、どこにアクセスして相談するのがいいのかということをお伝えできる人の情報をどう持っているかということかと思うのです。ですから、やはり広く支庁の方につながってきたりしまして、そこでうまくキャッチできればいいのですが、逆に地元で相談しづらいという面もあるのが現実です。

○**梶井会長** 植田委員がおっしゃったように、氷山の一角という言葉をよく使いますが、意識調査などをすると、20人に1人とか、6人に1人がDVの経験があるということで、もっと大きな数字が出てきます。その意味では、本当にご指摘のとおり、相談までたどり着いていない潜在的な被害者がもっとももっといるということは我々も意識しておかなくてはいけないと思います。

その意味で、そういうことも共通認識の中に入れておいて、多分、次回からは道の施策としてどういうところに重点を置いていくかという議論の中に、今のご意見なども反映して、普及活動、もしくはもう少したどり着きやすいルートを開示するというところの工夫も議論していければと思います。

ほかに、ご意見でもご感想でもどうぞ。

○**大野委員** この数字の中には、夫によるという表現になっていますけれども、恋人同士というのが表れているのかどうか。最近、非常に増えておりますね。

○**梶井会長** 今のデートDVという若年層のことですが、多分、ここの数字にはデートDVまで入っていないと思います。私の学校は女子短大ですから、相談を受けることがありますし、割と身近に見ることがあるのですが、かなり若年層にDVの芽が出ております。今回は学校の先生方も審議会に入られていますし、そういう意味で、若い人へDVの芽を早くどう摘むかということも我々の議題になっていくように思います。

松田委員、どうぞ。

○**松田委員** 今のデートDVのことについては、教育現場でも取り組みの必要性が言われています。初めは目に見えてこなかったのです。DVは、保護者のところで子どもにも関わってくる問題としてとらえていたため、どうしてもそちらに目が行っていました。しかし、DVの問題は社会の中の男女格差が背景にあることから、子どもの時からの男女平等教育が重要になってきます。若者のデートDVで、相手への支配と依存の関係になってしまうと、ずっとその価値観のままていくところがDVにつながっているのではないかと問題になっています。これからいろいろ議論をしていきながらというお話があったので、今後の展開に期待しています。

もう一つは、質問ですけれども、苦情処理委員に申し出た者に対しては紹介等の助言を行ったと記載されているのですが、紹介先の機関で対処した後は、どういう形で苦情処理委員に戻ってくるのかということを知りたいと思いました。

○**梶井会長** 事務局、いかがでしょうか。

○**事務局（宮岸生活局主幹）** ただいまのご質問は、苦情処理委員の処理に関係してのことだと思っておりますが、実は、苦情処理委員の行う業務の範囲につきましては条例で定められております。

13ページをご覧くださいなのですが、一番上の第19条に苦情処理委員を置くとあります。そして、1、2、3とあります。1で、まず道の施策についての苦情に対する申出に対して助言をすること、それから、2で男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対して助言をすること、それから、3番目として、第1の苦情に係る施策について関係する道の機関に対し意見を述べることの三つが挙げられております。

そこで、道の施策について苦情の申出があったときは、苦情処理委員は関係する部局に対して意見を申出ます。いわゆる改善命令のようなものに捉えていただいてもいいと思うのですが、意見を言えます。ご質問のセクハラとかDVの関係のものについては、2に該当しまして、一応、助言をすることというまでの範囲になっております。例えば、地方労働委員会でしたら、労働委員が会社まで行って労使双方の言い分を聞いて、調整して、最後はあっせんまでするという権限があるのですけれども、苦情処理委員については、これは全国的にもそうなのですが、そこまでの権限は持たされておられません。助言をして、それでもまだ何かあればどうぞという形で対応している状況にあります。

このように、その後のフォローまではお願いしていない状況にあります。

○**松田委員** つまり、そこについては、助言して紹介後にどうなったのか、それで解決したとか、そこともうまくいかなくてどうなったのかという結果が見えなかったのです。苦情処理委員は助言だけで終わりなのかなと思ったのです。

○**梶井会長** 終わりということですね。フィードバックはないということで、交通整理で、一つのアシストできる機関を紹介するというところの助言にとどまっているということがこれを見るとわかります。

ただ、松田委員もお気づきになったのだらうと思いますけれども、年間に1件というのは余りにも少ないです。やはり、たどり着きにくい制度なのだな、もしくは相談窓口なのだなと思いました。他にも窓口があるとはいえ、そこに課題があるのかなと感じます。ただ、これからはインターネットでも申請できるとありましたが、もし、苦情処理委員への申出の件数がもう少し増えると、その事例が蓄積されますので、その蓄積の中でまた審議会で議論することはできるのではないかと思うのです。しかし、何分、1件では、このように見せられても議論までは及ばないというところは少々残念な感じがします。

私から、非常にはしたくない質問ですけれども、苦情処理委員の先生方というのは、件数によって報酬をお支払いしているのですか。

○**事務局（宮岸生活局主幹）** 顧問料のような形になるのでしょうかけれども、1年を通して報酬をお支払いしています。実は、弁護士さんとしてはかなり低い額で引き受けていただいております。

○**梶井会長** 非常にボランティア（自発的）な形でお引き受けいただいているということはあるのですね。ですから、余り件数が集中するのも気が引けるけれども……。

○**事務局（宮岸生活局主幹）** それは別問題です。その時は、ちゃんと予算措置をしてやらなければならないと考えております。

○**梶井会長** でも、1件というのも少ないですから、何となくもう少し、その辺は何件なら良くて何件なら悪いのだというところも難しい線引きですが、その辺は少し考える余地があるのかなという感じがします。

○**佐藤副会長** 私からも質問ですが、今もお話がありましたけれども、第18条と第20条へ寄せられている申出数に差があり過ぎまして、どこからくるのだろうかというのが素朴な疑問なのです。逆に、例えば第18条にそういった相談があった際に、例えばリファ（照会）のような形で苦情処理委員の方たちに対応をお願いしたり、委嘱したりといった事例はあるものなのでしょうか。

○**事務局（宮岸生活局主幹）** 紹会することもあるのですが、どうしても第20条の苦情処理委員への申出は、氏名や住所、連絡先を教えてくださいということになるものですから、そこで躊躇されてしまうということも多々あると思います。第18条は、匿名の電話相談も申出としてカウントしているものですから、気軽に相談できるのですが、第20条の方はきちんと住所、氏名を明らかにしていただくこととなっておりますので、匿名で受け付けている状態にありません。

そこで、私どもも、匿名で対応できないかと思ひまして他県の状況を調査したのですが、他の県も、匿名で来たものについては、例えば私どもの委員は弁護士さんですが、弁護士さんが事実確認しようと思ってその人に連絡をしようとした時には連絡がとれないというところで、匿名で受け付けているところは、DVに限り受け付けている1県を除きございませんでした。そのような難しさを抱えているのかなと感じております。

件数につきましては、ご指摘のとおり、1件というのは非常に少ない件数で、私どももPRに努め、またインターネットでも受け付けるようにしました。例えば、先日の事例ですと、道の統計資料で、ポケット統計の様な小さい統計資料があったのですが、そこに、総人口があって、男性の人口があって、女性の人口を書いてなかったのです。それで、お叱りの電話を受けました。これこそ、道の施策に対する苦情の申出ですが、そのようなものについては、私どもがその部局に電話をして、どうなのかと言えば、すぐに直しますということで解決してしまうものです。その面では、ある意味、男女平等という視点が行政の中でも結構浸透してきているのかなと思います。

いずれにしても、この件数については、制度の紹介を含めまして、この制度がせつかくあるのですから、できるだけ利用していただけるようにPRに努めていきたいと考えております。

○**梶井会長** ありがとうございます。

今、人口のこともございましたが、札幌市の男女共同参画審議会の時に、PTA関係のお母様の

委員が持って来られて、それは、講演会のチラシだったのですが、子どもの講演会でこんなチラシがあるとあって、お母さんは家事を一生懸命やりましょう、お父さんは一生懸命働きましょうみたいな、それが悪いことかどうかは別として、かなり固定的な性別役割分業が余りにも強調し過ぎているのではないかということで、委員の方が審議会に持ち込んで議論して、それを考え直していただいたということもございました。

ですから、皆さんも、帰られましたら、そういうところにも目配りいただければと思います。

○佐藤副会長 もう一つ、第18条の方で、匿名ではない相談事例は大体どれぐらいの割合であるものなのでしょうか。すべて匿名なのでしょうか。

○事務局（宮岸生活局主幹） 実数は把握していませんが、配偶者暴力相談支援センターの関係ですと、入所とか、例えば一時保護に結びつかなければ、ほとんどが匿名であると思います。逆に、今困っているのだ、今逃げてきているのだという緊急な場合は、一時保護とか、シェルターさんとか、関係先を紹介するものですから匿名にならないのですが、一般的な相談はほとんど匿名で、逆に私どももお名前を聞かないようにしております。

以上でございます。

○名取委員 資料8の7ページですけれども、苦情処理委員制度の周知状況という資料がございます。おおむね年3回ぐらいのペースで「イコール・パートナー」が発刊されていたようですけれども、20年は2回、21年は、まだ途中ですけれども、今のところ1回ということです。予算上の制約なのかどうかということと、21年については、今後、見通しとしてはどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（宮岸生活局主幹） ご指摘のとおり、予算上の都合もありまして、このような形になっております。

実は、道庁の財政が大変厳しいことは、皆様方、既にご承知のとおりだと思うのですが、五兆何千億円かの借金をしておりまして、財政再建団体にならないためということで、いろいろ頑張っております。

私どもの部署は、男女平等参画とDVの両方を所管しておりますが、予算は、それぞれ縦割りで絞り込みがかかってきております。その中で、これにはお叱りもあるかと思うのですが、DVについては、現実に困っている方々がおられるということで、その予算を削るということは難しいものですから、男女平等参画の啓発の方で代われるものがあればということで、冊子での情報誌の発行をやめまして、インターネットでアップするようにしています。これは、インターネットにアップすることだけでなく、アップしたものを印刷して関係部署に送るという方法も取り、今度、PRを進めていこうと。逆に、常に私どものホームページを見ていただいた方が男女平等に関するいろいろな情報を得られるのではないかとということで、組み替えさせていただいたところがございます。

21年度の「イコール・パートナー」については、あと2回発行する予定でおります。年3回、引き続き発行して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○梶井会長 ありがとございます。

他に、ご意見、ご感想何でも結構ですので、遠くからせっかくいらっしゃっていますので、皆さんご感想を含めてあればいただきたいと思います。

それでは、全体を通して、ご質問、ご意見、ご感想をいただきたいと思います。

○清水委員 せっかく中学校を代表して来ておりますので、一ついいですか。

実は、資料9の3ページに、一時保護という形で出ていることで、3年ぐらい前になるのですが、一例があったので、少しお聞きしたいと思います。それから、こういう事例もあるのだということで、お見知りおき願いたいのです。

DVに関しては、結局、大人対大人なのですが、そこには必ず家族、子どもが加わってくるわけです。逃げている母親に対して一緒に行動を共にする子どもも、一緒に一時保護されると思うのですが、その事例は、ちょうど子どもの進路時期でした。受検で札幌の高校に合格しました。ところが、逃げているので、札幌を離れなければならず、合格を断ったのです。余り具体的に言えないのですが、今度は道南の方に行きました。道南の方で2次募集があったので、そこに応募しました。ところが、また位置を変えたのです。そうしたら、せっかく2次で事情を説明して受け入れてもらったところを、電話で丁重にお断りしました。結局、行き先が不安定なまま、その後、もし場所が

決まればいろいろな手配をするし、次年度もあるからということで、そのまま終わってしまったのです。ですから、その後、どうなったかは定かではありません。

保護した所で、大人同士の解決には援助をするけれども、抱えている子どもに対してはどの程度まで援助できるのでしょうか。

私も知識がなかったものですから、一時期、母親が援助センターに子どもと共にいったときも、そこでどの程度やってもらえるのかということがわからなかったのです。全部、母親任せだったのです。母親の要望、母親の相談に応じるということしかできなかったものですから、結果的にそうなったのです。

その点はどうなのでしょう。状況などをお聞かせ願いたいと思います。

○**梶井会長** そういう事例に詳しい村田委員、お願いします。

○**村田委員** 小学校、中学校の義務教育の子どもの場合、学籍簿を移さないで、地元でといえますか、新しい土地でアパートを決めて生活を始めるときは、区域外就学ということで、当然、住んでいるところの近くの学校に通うような手続をとります。

私どもは、高校生の子どもの本州の方から移動してきたというケースがあったのですが、その方は、道立高校の空きを確認しまして、受験をし直しまして、無事合格して、転校することができました。そういうことで、多分、道内8カ所、民間シェルターの子どもに関わる手当は、確実に学校の方につながっていけるような形で、最大限の援助という形はとっておりますので、できているかと思えます。そのケースがどこにつながったのかはよくわかりませんが。

○**清水委員** 籍はずっとうちにありました。どこに行っても、籍は外さないでおきました。

○**村田委員** 新しいところで区域外就学ということで地域の学校に行けるようになりました時に、教育委員会を通じて、本来でしたら転校の時は先に学籍簿を移していくのですが、そういう緊急避難の時には学籍簿を移さないで区域外就学という手続を新しい土地でとってもらって、教育委員会同士で連絡をとっていただきまして、後に学校間同士、教育委員会を通じて行うという形がとれます。ですから、学校なり教育委員会なりへの連絡が十分ではなかったのかなと思えます。

○**清水委員** 聞きたいのは、そういう行政の手続はできるのですけれども、結局、子どもの場所がはっきりしません。最終的にどこに定まるかということがわからない状況で、子どもだけ札幌なら札幌で保護してもらって、そこを拠点にして、一度、高校に入学してしまえば転校という形をとれます。だから、その方法も考えて提案したのですけれども、やはり、親御さんは連れて行きたいということで、結局、合格を辞退してしまったという経緯があったのです。

○**村田委員** 多分、親子で生活する場所を大体決めていたのと、その場所で高校という進路を選び切れなかったことに事情があったのかもしれない。

○**清水委員** そうなのです。だから、2次募集で行ったところも、結局、そこに居られないということで断ったわけです。そうであれば、初めから札幌で子どもだけでも保護しておいて、一応、入学だけはさせるというような、子どもに対しての指導までできているのかどうか、そういうシステムになっているのかどうかということをお聞きしたかったのです。

○**梶井会長** 私も札幌のDVセンターに関わって聞いていますけれども、本当に事例がケース・バイ・ケースで、そのシステムにあわせてそれぞれの親子の考え方を調整してというのはなかなか難しいです。ただ、清水委員がおっしゃるのは、子どもの一時預かりですね。高校に入るぐらいですと、子どももある程度大人のなところもあるわけですから、そういう余地があれば、今回はそんなに親に振り回されずに高校進学ができたのにといいところのご指摘かと思えます。

ある程度の年齢に達した子どもたちの保護をどうするかというところは、多分、その場その場での対応はあっても、システムチェックにはいっていない部分があるかと思えます。そこについて、今回は弁護士の委員の方もお見えになるかもしれませんし、我々としても頭に残しながら考えていきたいと思えます。

○**事務局(平戸生活局次長)** 女性援助センターでも、小学生、中学生、高校生、それぞれケースがあるものですから、小学生までですと女性援助センターの中でお子さんたちの面倒をみられますし、男の子でも面倒をみられます。男の子の場合は、中学校以上になってしまうと、あそこに置けないということになって、お子さんたちは見相の方にお任せするしかないという制度的に足りない部分は確かにあるかもしれません。

そして、会長がおっしゃられたように、本当にケース・バイ・ケースでいろいろなケースがあるものですから、その都度、シェルターの方々も苦慮されながらやられていると思いますが、今、清水委員がおっしゃられた部分はなかなか難しいです。

○清水委員 児相でも、そういう状況での受け入れはなかなか難しいのが現状です。

○事務局（平戸生活局次長） また、その時にお母さんが、私としてはこうしたいのだということで押し切った時に、児相の方でそれに対してどうこうできるのかという難しさも出てくるでしょう。ですから、まさにDVが抱えている根深い問題なのかなと思います。

○梶井会長 こういう形で、皆さんが日々お感じになっていること、もしくは、ご経験なされたことをこの審議会に出し合って、共通の意識に高めていって、施策に反映していければなと思っております。

まだ少し時間がありますので、他にご意見、ご質問があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村田委員 少し前に戻ってよろしいでしょうか。

平成20年度の推進条例に基づく道民等からの申出状況の月別の資料がございます。資料7です。この時の申出内容行動の中の行政の1の部分に、道の施策というところに対しまして、20年度は7件の申出があったということですが、この中身についてご説明いただくということはできませんでしょうか。

○梶井会長 事務局、いかがですか。

○事務局（宮岸生活局主幹） 申し訳ありません。細かい資料を持ってこなかったものですから確認して、次回にでもお知らせするようにいたします。

○梶井会長 では、これは次回にご説明いただきたいと思います。

この辺も把握しておくことは、我々としても必要かと思えます。

○植田委員 今のことに関連して、11の国、市町村の施策というところに1件ありますが、これは市町村に関する問題を道の方に申し出たということですね。ということは、道の施策に限らず申し出てもいいということですか。この苦情処理にしても、これはどこへ持っていけばいいのかという振り分けがよくわかりません。苦情処理といってもいろいろありますし、それがわからない中で、とりあえず言ってみて、それがどこかに当てはまるようにそちらで振り分けしてもらおうのか、自分で判断して申し出るのか。

私は、市町村の施策にはいろいろ問題があると思っていて、でも、これは道の関係だから言うのはだめだなと思っていたのです。しかし、これを見たら市町村の施策とあるので、市町村の問題もこの窓口に通ってもいいのかなと捉えたのですが、それでよろしいのですか。

○事務局（宮岸生活局主幹） いわゆる道内の男女平等参画を阻害するものとか関係するものについては、知事への申出の第18条ですと、電話で受けたものについてはできるだけお答えするようにしています。おそらく、きちんと解決するまで至らなくて、関係機関を紹介するというで終わってしまうものも多いのですが、そういうものについてはカウントしています。ですから、市町村の施策といっても、例えば市町村の窓口の対応がどうだったという電話がたまにかかってくることもございます。そういうものもカウントさせていただいている状況です。

ただ、第20条の苦情処理委員への申出については、苦情処理委員にきちんと書類を渡し処理していただくこととなります。例えば道の施策とか、阻害するものとか、そういうものに限らせていただいている状況でございます。

○梶井会長 それでは、7件プラス1ということで、参考までに、調べがつけば、どんなものかということをお教えてください。

他に何かございますか。

○名取委員 非常に初歩的な質問で恥ずかしいのですが、例えば資料6に書いてあります知事への申出ということです。これは、実務的には、あるいは現実には、例えば道庁に電話して、交換の方にそういうことを話したいと言って、それが交換手経由で伝わって、環境生活部の方に行ってどなたかが電話をとるということになっているのですね。

○事務局（小池生活局参事） そうです。

○名取委員 それは、当然、苦情処理委員の弁護士のお二方と違うので、はっきり言えば生活局の

方が適宜内容を聞いて回答するということですね。そして、一定の段階で、何らかの形で知事に報告するということですか。

○事務局（小池生活局参事） そういうことです。

○名取委員 その時は、ほとんどが匿名だということですがけれども、一旦電話を切って、電話番号を聞いて、折り返し回答するということがありますね。

○事務局（平戸生活局次長） それも、ケースとしてございます。調べなければならない部分もありますので、そういう時は電話番号などをお聞きします。

○事務局（小池生活局参事） ただ、言わないケースがあるかもしれません。

○名取委員 電話番号だけを聞いて、それ以上のことはあえて深く聞かないでお答えするという意味でも、匿名性がそのまま続いてしまうのですね。

○事務局（小池生活局参事） 電話の場合は、こちらがかけ直す場合も、ある程度の匿名性はあります。名前が本当か確認できません。電話番号から名前まで割り出すということではできません。あとは電話でどこまでやるかですね。状況によっては、調べておくので、また向こうの方から電話していただくというケースもあります。

あと、DVの相談の場合は、電話の場合は匿名が多いです。ですから、この数字は延べの件数です。1人で何回も電話をかけるケースがございまして。面談の場合はある程度実数ですが、電話の場合は延べ件数ということでご理解いただければと思います。

○梶井会長 他にどなたかございましてか。

○渡辺委員 本当に初歩的な質問なのですが、今のことに関して、実際に苦情処理委員の方と面接になることもあるのですか。電話をかけた人と面接するということもあるのですか。ただ電話だけの処理になるのでしょうか。

○事務局（宮岸生活局主幹） 制度的には、必要であれば面接して調査することもできるようになっております。ただ、今までは、そこまで至らなくても、電話でのやりとりや文書での連絡で解決しております。ただ、面接をしてはいけないという決めはありませんので、場合によっては面接ということもあり得ます。

○渡辺委員 今までのお話を聞いていますと、苦情処理委員をわざわざ2人決めて、財政困難な折、謝礼を払って、2人を委嘱しているようですが、その部署、その部署に担当の係の人がいます。DVでしたら援助センターを紹介するとか、そういう係の方がいますね。ですから、この苦情処理委員は絶対にいないとだめなものなのですか。

○事務局（宮岸生活局主幹） この制度ができた背景といたしまして、いわゆる道の施策なり道に対する苦情について道が処理することは、いわゆる自分のことを自分で処理するということになるため、第三者の方にきちんと判断していただくということがあります。ですから、どうしても内輪でやりますと、甘くなったり、誤解を与えたりするところがあるものですから、道の組織とは全く関係ない、たまたま私どものところは弁護士さんが2人になっていますが、第三者の目で苦情なり道の施策に対する申出について判断して、意見があれば言うていただくということで、いわゆる第三者機関という考え方で苦情処理委員を任命している状況にございます。

○梶井会長 今回はDVの1件でしたけれども、本当に例えばですが、〇〇支庁の〇〇長が何かの講演のときに男女差別的な発言があったという時に、道庁に訴えてもなかなか聞いてもらえない。やはり、それは第三者の目を通した形でどうなのだと質したいということがあった時に、第三者として苦情処理委員が非常に効いてきます。そのために、今、置かれているのだと思います。ですから、ゼロにしてしまうと、いざというときには困る部分もあるのかなと思います。

○渡辺委員 でも、これを見ましたら、個々の道職員の言動は含まれないと書いていますから、そういう言動があっても言ってもだめということではないのですか。

○梶井会長 そうですね、ここに含まれないと書いてありますね。

○事務局（宮岸生活局主幹） いわゆる道の男女平等参画苦情処理委員のことはこれになるのですが、道職員の問題につきましては、別に苦情審査委員制度というものがございまして、そこで受け付けることになっております。たまたま道職員にそういうことがあっても、道全体としては受け付ける窓口があります。ただ、それが男女平等参画の苦情処理委員の仕事にはなっていないという意味でございまして。

○**梶井会長** 私の理解が間違っておりました。

○**事務局（宮岸生活局主幹）** 何とかさんの話も言っていただければ、ちゃんと適切に対応する体制は整っております。

○**植田委員** 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する問題というのは、意外と法的にどうのこうのという問題ではないところに問題があるのです。その場合、どういう答えを得られるとか、どういう方向で、弁護士なり担当されている方は法的に処理してくださいませ。でも、男女平等参画を阻害するものは、法的に何ら問題がないところで起こり得るのです。

私は、ある議員について最近言われたのですけれども、女性は社会的訓練がなっていないから、もっと物を話す訓練をしてから外に出なさいと言われてました。面と向かって、うちの町に女性委員は必要ないとかね。法的には何ら問題がないのだけれども、目に見えない壁ですね。法的に処理できないものが、苦情処理委員に申し出たとしても、どう処理するのだろうかと思うのです。本当に言いたいことは言えないのだなと思うのです。実際にそういうことを一度言って見て、どう処理されるかを見た方がいいのかなと思っています。言ってみたいな、言ってみようかなと思うのです。

○**梶井会長** そういう場合は、むしろ知事への申出の方がいいのかな、苦情処理委員では難しいかな、そういう申出というのはいいのですか。難しいですね。

○**植田委員** でも、人の口に戸を立てられないのと一緒に、法的には何ら問題ないですからね。

○**事務局（平戸生活局次長）** 苦情処理委員になりますと、主に道の施策についての苦情ということがありますので、そういった発言になると難しいですね。

ただ、法的なものが少ないということではなく、男女雇用機会均等法とか、法的にも男女を差別してはいけないという社会制度ができてきていますから、そういった中における問題といえますか、男女平等参画を阻害するような案件は結構増えてきているのです。法的には整備されているけれども、いろいろな世論調査でも、実際には行われていないではないかというものが結構多いです。弁護士の先生にもお願いしてあるのですが、法的な問題が少ないというのではなく、法的な問題も项目的にはかなりあると思っております。

ただ、今おっしゃられたように、まさに古い考えといえますか、固定的役割分担意識といった形でこり固まった方がまだかなりいますので、その方々に対しては、普及啓発を重ねて意識を変えていただくしか方法がないのかなと思います。なかなか難しい課題です。

○**梶井会長** 議員ということであれば、かなり公的な立場の方ですので、何とかしていただきたいと思えます。

その辺のことも、今度は具体的な事業などを考えていくときにまた深めていければと思います。

それでは、他になれば、今日の報告、説明事項に関してはここまでとさせていただきますよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**梶井会長** 次の議題に入らせていただきたいと思えます。

その他ということで、事務局の方からお願いします。

○**事務局（松田生活局主任）** その他についてですが、次回の審議会の内容と開催の日程について説明させていただきます。

資料は、参考資料1、2、3、4になります。

次回の内容につきましては、報告事項として、第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況の21年度版を報告させていただきます。こちらは、今回お持ちしてくださいというお話をしていたのですが、計画の推進状況というものがございます。こちらの21年度版、お送りしたのは20年度版ですが、最新の21年度版の報告をさせていただくというのが1点です。

2番目に、審議事項になりますが、22年度の基本計画の重点事項を審議する予定です。参考資料2になりますが、来年度に向けて、重点的に推し進める項目を審議する予定です。

3番目に、参考資料3と4になりますが、北海道では、男女平等参画社会の実現を目指し、職場や地域、その他社会のあらゆる分野で活躍している個人や団体を表彰するという事業があります。その候補者の選考につきまして専門部会を設置したいと考えております。

15名いらっしゃる委員の中から大体五、六名の専門部会委員を決めていただきまして、このチャレンジ賞にかかわる候補者の選考をさせていただきたいと考えております。

実際の選考は、11月を予定しておりますが、選考委員の選定を次回審議会で決めていただきたいと考えております。

以上、報告事項と審議事項の2点を予定しております。

それから、今、次回の審議会の日程調整表をお配りさせていただきました。予定としましては、10月13日から23日の間と考えております。皆様のご都合をお聞きしながら、第2回の審議会を決めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○梶井会長 ありがとうございます。

今、次回の審議予定の課題などについてご説明いただきましたが、参考資料は既に皆様のお手元に届いておりますので、ぜひ次回の審議会までにお目通しいただきまして、疑問点などをピックアップしていただけますと、議論が厚いものになっていくのかなと思っています。

重点事項はもう上げられていますが、これは…。

○事務局（松田生活局主任） これは、21年度のもので。

○梶井会長 今やっているものですね。

○事務局（松田生活局主任） 次回やるのは、22年度、来年度についての重点事項です。

○梶井会長 21年度の進捗状況についてのご報告は次回ですか。

○事務局（松田生活局主任） 次回です。

○梶井会長 次回に聞かせていただけるということでございます。ですから、今まさにこういうことが重点事項として進められているということでございますので、それを踏まえた形で、私どもの審議会としては、22年度はさらにどういうものを重点的に、どういうところが落ちこぼれていて、どういうところを強化すればいいのかということも含めて議論を進めていくことになるかと思いません。

佐藤副会長は21年度の重点事項を決めるときには議論に参加されていまして。他にも継続の委員がいらっしゃると思いますので、ご意見をいただきながら深めていければと思います。

そういうことですので、参考資料は、皆様、ぜひお目通しをよろしく願いいたします。

もう一点、事務局からご説明がありましたけれども、男女平等参画チャレンジ賞について専門部会の立ち上げについての説明も次回ということですね。

○事務局（松田生活局主任） はい。

○梶井会長 どんな専門部会になるのかというところも、資料を見てご参考にさせていただければと思います。

この点についてご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 あと、次回審議会の日程の調整表がございます。皆様のお手元に行ったかと思いますが、8月31日までとなっておりますので、ファクスか電子メールでぜひ事務局にご返答をいただきまして、皆さん大変お忙しいお立場で、なおかつ遠方から来られるということで、なかなか調整も難しいと思いますが、なるべく皆様、緩やかに丸をつけていただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上で本日の審議事項は終わりました。私も初めてで大変緊張して拙い進み具合になりましたが、ご感想はありませんか。

川崎委員、何かご感想などはありませんか。

○川崎委員 DVは、私たち民生委員をやっていると非常に難しく、これは本当に大変な仕事だと思っています。北見市の場合も、個人でやっているところとか、ウィメンズ北見とかいろいろあるのです。今度、8月29日にデートDVの講習会を北見でやるので、それにちょっと行ってみようかなと思っています。

○梶井会長 ぜひ、ご経験を積まれて、審議会の議論にも反映させていただければと思います。

宇多委員、何かご感想があればお願いします。

○宇多委員 今日はDVのことが多くて、五百何件かの中でも件数が多いということでした。ただ、今、世の中、経済状況が悪く、家庭が崩壊しつつある中で、次回に次年度の重点目標を選ぶということで、21年度も8月が終わりますが、どういった件数が多くなっているのかということを知り

たいと思っています。

やはり、DVというのは夫婦間のことですが、清水委員、松田委員も子どものことを言っていますが、母親の教育をもう少し高めていくような行政の取り組みなどが必要ではないかと最近思っています。自分の家庭を営む上で何が必要なのかということ、偏見ではないですけども、もっと強く、DVになる女性が悪いということではなくて、いろいろな知恵とか、私も民生委員をやっていたことがあるので、女性ももう少し強くなればいけないと思います。そのためには、地域なり行政なりの中に母子に知恵を与えていく場所があるといいなと思いました。

苫小牧は、札幌と違って、支援センターなどが無いものですから、地域の民生委員なり町内会がみんなて手を合わせて活動しているのです。最近、そういうことを個人的に考えております。

○梶井会長 学習機会の設定ということもこれから議論になっていくかと思えます。

大野委員いかがですか。

○大野委員 このようにDVの件数がどんどん増えてきているということは、今まで影に隠れていた部分が、女性として声を上げ始めたということで、非常にいい傾向だと思います。急に暴力が増えたということではなくて、昔は泣き寝入りをしていた人がたくさんいたのではないかと思います。声を上げられるようになった女性たちをもっと支援しなければいけないのではないかと思います。子どもたちも、ノーと言えるような子どもたちに育てほしいなと常々感じているのです。

私も、スクールカウンセラーで9年ほど学校に行っていたのですけれども、中学1年生ぐらいで好きな男の子に関しては嫌なこともノーと言えないのです。言えないけれども、好きだから我慢してしまうということがあります。だから、嫌という声を上げられるような子どもたちへの教育が今後はもっと大事になってくるのではないかと考えております。

○梶井会長 ありがとうございます。

白井委員、何かご感想があれば。

○白井委員 知らないことが結構あったのですが、知事への申出とか苦情処理委員への申出ということ、一般企業などはそういうものがあることすら知らないということが一つ問題なのかと思えます。あと、申出件数が非常に少ないです。これは、PRのほかに、最近、ホームページを見る機会が若い人たちに増えてきています。その見やすさというのは、私は道の関係は見たことないのですけれども、すぐにたどり着ける工夫というか、そういったものはどうなのかなと感じました。

私どもの企業でも、やはりお客様の苦情というのが一番大切なのです。いかに苦情を集めるかということに苦心しております。それを分析して、お客さま方にまたフィードバックするということですので、今後、この申出件数をいかに増やしていくかということが一番大切なのではないかと印象を持ちました。

○梶井会長 ありがとうございます。

行政からご参加いただいています長内委員、何かございましたらお願いします。

○長内委員 私も4月から男女共同参画に初めて来ました。今、いろいろお話を聞いていて、啓発は確かに大事なわけけれども、なかなか皆さんに浸透しないのだなという感じがしました。市の方でもいろいろやっているのですが、自分たちが形だけやっただけで、果たしてそれが皆さんに伝わっているのかどうか、今聞いて余り伝わっていないのだなと思いました。やはり、もう少し違う目で見ながら、幅を広げながら、PRもしていかなければならないと感じました。

また、DVも、今回、かなりいろいろ意見が出されまして、函館もDV被害者がかなり多い地域で、ウイメンズさんもかなり活発に動いていまして、函館市もいろいろと協力しながら進めています。やはり、関係機関が協力しないと問題の解決がしづらと思います。母親の持っている立場の意見によってどう動いていくのか、また、生活をしなければだめですから、それを支えていくためにどこが主体になって、どの場所でのいうものが決まることによって、子どももそれについていくという形にならざるを得ない部分があります。

よく聞くのは、子どもが暴力を受けている様子を見ることによって、その子どもが大人になって同じようなことを繰り返すということです。

あと、私もよく感じているのは、被害に遭われるということよりも、加害者に対しての制裁ですね。被害があつてそれを警察がどう取り扱うかなのですが、そこまで被害を食い止められるところまでいっていないような気がしますので、もう少し厳しい形で、また起こらないような努力もして

いかなければならないのかなと思っています。

○梶井会長 ありがとうございます。

DVも我々が考えなければいけないワン・オブ・ゼムなのですが、関心としては非常に大きな部分を占めるのかなという発見がございました。

次回は非常に広い範囲の中での議論になろうかと思いますが、ぜひ、今日の議論を踏まえた上で新たに深めていければと思っています。

○佐藤副会長 実は、先ほどの苦情処理のところ、余りにも相談数が少なかったもので、全国のものいろいろ調べてみたのです。そうすると、他の都府県もゼロないしは1です。皆さん、きっとご苦心されているのだろうなという気はしていたのです。

先ほど、渡辺委員から、機能していないのであればどうなのでしょうというご意見もあったのですが、第三者機関をしっかりと置いておくことがとても大切で、少ないからなくすではなく、それをどう活用していくかという視点を持って、お金をかけると言う事だけではなく、この審議会の中でこれからもっと広報や周知をする等知恵を出して成果を上げる方法があればということをお皆さんと一緒に話し合っていければと考えておりました。

○梶井会長 ありがとうございます。

それでは、今日は新しいメンバーでの初めての審議会で、私は拙いところがございましたが、また次回につなげていきたいと思っています。

これで、今日の審議会を閉じさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（小池生活局参事） これをもちまして、平成21年度第1回男女平等参画審議会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上